

(様式第1号)

年 月 日

大阪府知事様

所在地
名称
代表者

新事業展開テイクオフ補助金交付申請書

標記補助金にかかる事業を下記のとおり行いますので、大阪府補助金交付規則第4条第1項及び新事業展開テイクオフ補助金交付要綱第4条第1項の規定により補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の目的、内容及び計画

事業計画書	別紙1のとおり
補助対象経費の支出計画書	別紙2のとおり

※府の伴走支援施策「新事業展開テイクオフ支援事業」に応募している事業者は、その申請書の写しに「別紙1」と記載し、事業計画書(別紙1)の代わりに提出してください。

2 補助金交付申請金額

(1) 補助対象経費 金 円
(2) 補助金交付申請額 金 円

3 補助事業の開始及び完了の予定日

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

別紙 1

事業計画書

1. 申請者情報

法人名又は屋号	(フリガナ)		
代表者名	(フリガナ)		
常時雇用する 従業員数	人	資本金の額	円 ※個人事業者は記入不要
所在地	〒		
電話番号		メールアドレス	
ホームページ URL	※ホームページがない場合は「なし」と記入		
設立（開業）年	年	業種	
主な商品・ サービス			
自社の強み			
担当者名	(フリガナ)	担当者 所属・役職	
日中連絡のつく 電話番号		担当者 メールアドレス	

2. 府の施策に関する状況

施策	状況		
V字回復に向けた新事業展開チャレンジ支援事業	<input type="checkbox"/> 採択されている		
新事業展開テイクオフ支援事業（伴走支援）	<input type="checkbox"/> 応募している		
事業継続計画（BCP）の策定状況	<input type="checkbox"/> 策定済	<input type="checkbox"/> 策定予定	<input type="checkbox"/> 策定しない

※申請内容について確認するため、新事業展開チャレンジ支援事業及び新事業展開テイクオフ支援事業の採択状況・申請情報と照合することや事業継続計画（BCP）の提出を求めることがあるほか、これらを審査事務のために使用することがあります。

3. 新規事業計画

【新規事業の概要】

新規事業名	
府内における 事業実施拠点	
事業の内容	
新規事業の きっかけ・動機	
将来ビジョン・ 生かせる 自社資源等	
売上（収益） 予測	
現在の準備状況	<input type="checkbox"/> 計画構想中（新規事業計画が未完成である。） <input type="checkbox"/> 実施準備中（新規事業計画が完成し、事業を開始する準備をしている。）

【補助事業スケジュール】

補助事業の 目標			
補助事業実施 スケジュール	令和4年 12月	取組項目	内容
	令和5年 1月	取組項目	内容
	令和5年 2月	取組項目	内容

【直近2事業年度の財務状況】

単位：円

	令和 年 月 ~ 令和 年 月	令和 年 月 ~ 令和 年 月
① 売上高	円	円
② 経常利益	円	円
③ 税引後当期利益	円	円

補助対象経費の支出計画書

所在地

名称

代表者

次頁の注意点（※1～7）を確認し、経費の内訳について記入してください。

実施期間（ 年 月 日 ～ 年 月 日）

（単位：円）

経費区分	経費項目	(1) 事業に係る経費の総額 (※1) (消費税抜金額)	(2) 補助対象経費 (※2) (消費税抜金額)	(3) 補助対象経費内訳 (総額が(2)に一致) (※3) (消費税抜金額)	(4) 取組内容 (※4)
新事業展開に要する経費	機械装置・システム構築費				
	開発費				
	専門家経費				
	外注費				
	知的財産権等関連経費				
	広告宣伝・販売促進費				
	研修費				
計			(A)		
	補助金交付申請額（(A)の4分の3以内。 上限100万円）→		(B)		

〈注意点〉

- ※1 「(1)事業に係る経費の総額」には、補助事業に必要な経費の総額を記入してください。
- ※2 「(2)補助対象経費」には、補助事業に必要な経費のうち、本補助金の対象と認められる経費をすべて記入してください。
- ※3 「(3)補助対象経費内訳」には、(2)の積算の根拠となる個別の経費をすべて記入してください。
- ※4 「(4)取組内容」には、事業計画書(別紙1)【補助事業スケジュール】の「取組項目」名を転記し、補助対象経費の使途が分かるように記載してください。
- ※5 金額には消費税及び地方消費税を含みません。
- ※6 本補助金以外の補助金を当該経費の一部に充当した場合、その部分は本補助金の対象になりません。
- ※7 1件あたりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産を取得する場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間保管する必要があります。